

旧総合資料館敷地暫定活用事業に係る質疑回答

令和5年10月6日

No.	分類	質 疑	回 答
1	募集要領 本文	一団地の認定について、一団地の範囲（仮想境界線）が分かる敷地図は提供してもらえるか。	京都府からの提供資料としては用意がありません。
2	募集要領 本文	本物件の敷地測量図、求積図等は提供してもらえるか。	敷地に係る図面は別途提供資料に含まれています。第4の2（3）資料提供のとおり問い合わせをしてください。
3	募集要領 本文	プレゼンテーション及びヒアリングの時間、場所については別途通知するとあるが、いつ頃を予定しているのか。	参加申込書等の提出期限（10月24日）後に通知しますが、プレゼンテーション及びヒアリングは11月1日の実施を想定しています。
4	募集要領 本文	プレゼンテーション及びヒアリングについて、参加申込書等以外の資料を当日配布することは可能か。また、プレゼンの参加人数に制限はあるか。	参加申込書等以外の資料等を用いることはできません。プレゼンテーションの参加人数に特段の制約は予定していませんが、会場の都合上、必要最小限とし5名程度以内となるようご配慮ください。
5	別紙1 「旧総合資料館敷地暫定活用事業契約書」	暫定活用における店舗等の営業時間について、開始時間・終了時間の取り決めはあるのか。	営業時間に係る特段の規定はありませんが、契約書第2条第3項第3号に規定のとおり近隣住民の迷惑となる目的の用には使用できません。
6	別紙1 「旧総合資料館敷地暫定活用事業契約書」	予期せぬ地中埋設物が確認されたことにより撤去作業等含めた工期が延びることを余儀なくされた場合、貸付期間の延長はあるのか。	契約書第3条に規定のとおり期間の更新（延長）はありません。
7	別紙1 「旧総合資料館敷地暫定活用事業契約書」	事業計画書に変更が生じた場合、罰則等はあるのか。（公募参加時は出展を希望していたテナントが予期せぬ理由により断念する可能性もあり得るため。）また、その場合は、書面で伺う必要があるのか。	事業計画書の内容を変更することを理由とした罰則はありません。変更の必要が生じた場合には、契約書第11条の規定により事前に京都府へ申請し、承諾を受ける必要があります。
8	別紙1 「旧総合資料館敷地暫定活用事業契約書」	敷地全体を活用しようとする、公募参加事業者（乙）から出展者等へ転貸借する必要があると考えるが、転貸借については京都府は了承済みという理解でよいのか。	転貸が必要である場合、契約書第12条の規定により京都府の承諾を受けてください。なお、本事業において転貸が必須であるという認識はありません。

No.	分類	質 疑	回 答
9	別紙 1 「旧総合資料館敷地暫定活用事業契約書」	契約保証金に代わる担保として保証事業会社の保証は認められるのか。	京都府会計規則第160条の規定により保証事業会社の契約保証をもって契約保証金に代わる担保として認めます。
10	別紙 2 要求水準書	仮設計画図の作成に当たり既存建物図面のCADデータは提供してもらえるか。	CADデータはありません。
11	別紙 2 要求水準書	既存建物の解体撤去工事において、仮設計画図の他に業者決定後に提出が必要な図面はあるか。	敷地整備工事平面図を提出してください。この図面には、撤去後の設備配管（給排水、ガス等）の引き込み位置や跡地活用を見越した整地状況が分かるよう記載してください。
12	別紙 2 要求水準書	解体撤去跡地に係る敷地整備について、詳細が記載されていない。見積りに当たり、詳細、仕様を指示願いたい。	別紙 2 要求水準書「11 解体撤去跡地に係る敷地整備」に記載のとおりであり、この水準を満たすよう整備してください。
13	別紙 5 「参加申込み提出書類一覧」	様式 7「価格提案書」に添付する工事費内訳書は科目別内訳まででよいのか。	科目別内訳までで結構です。ただし、行き過ぎたダンピングが疑われる場合には、ヒアリングだけでなく、追加書類の提出を求めます。
14	別紙 5 「参加申込み提出書類一覧」	様式 7「価格提案書」に係る科目別内訳に記載の近隣家屋調査業務について、調査の範囲はどこまでを想定しているのか。	解体工事による周辺への影響範囲については、事業者の工事手法等により異なるものであり、一律に示すことはできないため、それらを踏まえ、適切に家屋調査対象範囲を設定し、調査を実施してください。（調査回数についても同様です。）
15	別紙 5 「参加申込み提出書類一覧」	様式 7「価格提案書」及び「共同企業体協定書」について、使用する印鑑は印鑑登録されていないものでもよいのか。	様式 7「価格提案書」については、印鑑登録されている代表者印を使用してください。参加申込書等の他提出書類についても同様です。 「共同企業体協定書」については、構成法人間において事後トラブルが無ければ、印鑑登録されていない印鑑を使用しても差し支えありません。
16	別紙 6 評価基準	価格点の計算に当たり「既存建物等の解体撤去に係る費用」は税抜価格又は税込価格のどちらか。	税込価格です。

No.	分類	質 疑	回 答
17	その他	<p>本物件西側に隣接する府有地に解体工事に係る足場を設置する場合、無償貸与してもらえるのか。 また、足場組立の際、防音シートか防音パネルのどちらを使用すればよいか。</p>	<p>貸付範囲や期間等の具体は別途協議となりますが、解体工事に伴う利用であるため無償です。 騒音対策については、事業者の工事手法等により異なるものであり、一律に示すことはできないため、解体撤去により発生する破片や粉塵の飛散防止及び騒音防止のために必要となる対策を事業者において適切に選定及び実施してください。</p>